

令和7年度医療型短期入所事業所開設促進事業委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度医療型短期入所事業所開設促進事業

2 業務の履行場所

受注者の定める場所

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務の目的

医療的ケアを必要とする障害児者（以下「医療的ケア児者」という。）が全国的に増加する中、医療的ケア児者とその家族が在宅で安心して生活を送ることができるように、医療型短期入所事業所（以下「事業所」という。）の不足や偏在を解消し、県内7障害保健福祉圏域（仙台市を除く。）において段階的に開設されていくことを目指し、各圏域の地域分析を行うとともに、県内の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「医療機関等」という。）に対して、事業所の制度等を広く周知し、併せて医療機関等の希望や反応等に応じた新規開設に関する個別支援等を行うもの。

5 業務の内容

受注者は、本事業の実施にあたり、事業所の開設に必要な知識のある職員、かつ適切な人員を配置し、次の業務を行うものとする。

また、地域の支援機関や、重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート業務による「医療型短期入所コーディネーター」との十分な情報共有のもとで実施すること。

(1) 地域分析

全県的に短期入所が利用しやすい環境が整備されるように、県内7障害保健福祉圏域（仙台市を除く。）ごとに、事業所が開設されない要因や既設の圏域との比較など医療的ケア児者を支援する医療、保健、福祉サービス等の地域資源や医療的ケア児者の実態を調査・分析し、事業所の新規開設支援に資する総合的な実態把握を行う。

なお、地域分析を行うに当たっては、本県で実施した「宮城県医療的ケア児等状況調査」等を情報提供するため、参考にすること。

(2) 説明会

県内の医療機関等に対し、医療型短期入所の制度の周知を図り、運営や支援についての理解を深めるための説明会を行う。開催方法は、対面によるほか、オンライン開催も可能とする。

(3) 開設・運営支援

(1)の地域分析及び(2)の説明会において開設や開設検討の意向を示した医療機関等に対し、以下の業務を行う。

① 訪問等による開設・運営支援

訪問等により事業所の開設について働きかけ、新たに事業所を開設する上で課題となる運営上の相談への対応、必要に応じて看護職員や介護職員対象の実技研修、収支シミュレーションの提示等により開設を促す。なお、訪問は法人側からの求めに応じ随時行うこと。

② 電話等による相談対応

電話・メール等による相談窓口を設置し、新規開設にあたっての相談に応じる。

相談内容は適切に記録・整理すること。

6 留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき宮城県が定めた「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（令和3年4月1日施行）第8条に規定する合理的配慮の提供に留意すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 自動車を使用する場合は、環境負荷のより少ない車両の使用に努め、効率的な車両運行計画を策定するとともに、環境に配慮した自動車の運転(エコドライブ)に努めること。
- (4) 仕様書に関して、疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。